別記様式第4号(第8条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 収入印紙 | 　　　　　　　　請書 |

1　工事名

2　工事場所

3　工期　　着工　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　完成　　　　年　　月　　日

4　請負代金額　　　　金　　　　　　　　　　　　円也

　　　　　　〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　　円〕

　上記の工事の請負について、次の条項を守り、お請けします。

第1条　工事は、別添の図面及び仕様書(以下「設計図書」という。)により施工するものとする。

第2条　設計図書に明示されていないもの又は設計図書で符合しないものがあるときは、工事監督員の指示に従うものとする。

第3条　工事が完成したときは、その旨を通知する。

2　前項の通知をした日から14日以内に検査を受け、当該検査に合格したときは、その旨通知を受けるものとする。

第4条　請負代金額は、前条の検査に合格した後、適正な請求書を受理された日から40日以内に支払いを受けるものとする。

第5条　工期内に工事を完成することができない場合は、完成期限の翌日から完成の日までの日数に応じ、1日につき請負代金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条の規定により財務大臣が定める率を乗じて得た額の損害金を支払うものとする。

第6条　次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても差し支えない。

　(1)　正当な理由がなく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

　(2)　工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込がないと認められるとき。

　(3)　関係法令の規定に違反したとき。

第7条　前各条のほか、登別市契約事務規則及び登別市建設工事執行規則による。

　　　　　年　　月　　日

　発注者　登別市長　　　　　　　　様

住所

受注者

氏名